

平成26年 2月25日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市特別職報酬等審議会
会 長 竹 内 泰 彦

特別職及び議会の議員の報酬等の額について（答申）

平成26年 1月23日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

答 申

1 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の報酬等の額
市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の報酬等については、
現行額に据え置くことが適当である。

2 審議会開催状況

第1回審議会 平成26年1月23日

第2回審議会 平成26年2月3日

第3回審議会 平成26年2月19日

3 審議経過及び内容

平成26年1月23日、市長ほか特別職及び議会の議員の報酬等の額
について諮問を受け、3回の審議会を開催した。

審議に当たり、職務の内容や責任の重さ、近隣市や産業構造が類
似した都市（人口規模が同程度の類似団体）の報酬等の状況、人事
院勧告や市の財政状況等、また、若い世代を含め有為な人材の確保
を念頭に置き市民各層の代表としての自覚と責任のもとに、公平、
不偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。

(1) 西脇市の財政指標については、行財政改革により、類似団体や
県内の人口規模が同程度の都市と比較すると中位にある。また、
この2年間において財政運営状況が悪化した傾向は見られない。

(2) 地方分権及び兵庫県等からの権限移譲により、特別職の職責、
仕事量は益々増加している。その職務と責任に見合う報酬等が求
められるが、報酬等の額は、類似団体（39市）や県内の人口規模
が同程度の都市（9市）と比較してもおおむね均衡は図られている。

(3) 特別職等の報酬等の検討に当たり、民間企業の賃金等も比較の
要素として民間給与の調査に基づく人事院勧告を参考にした。過
去2年間、国家公務員の給料表の改定は行われておらず、西脇市
一般職の給料の推移等を考慮する中で改定要素は見当たらない。

以上の観点から、報酬等については、改定する状況にはないとの
見解であり、職務と責任の関係や近隣市との均衡など総合的な視点
から、現行額に据え置くことが適当であると判断した。

4 附帯意見

特別職の報酬等について、現行額に据え置くことが適当であるとの結論に至ったものであるが、現時点の判断であり、今後の社会経済情勢等の変化によっては、改定が必要になることもあり得る。

報酬等については、市民の納得が得られる額となるよう機敏に対応する必要があるとの判断から、2年後に報酬等審議会を開催することを提言する。

また、当審議会が政治的判断に基づく特別職等の給料、議員の報酬の自主減額のあり方について意見を述べることは適切ではないが、給料や期末手当の自主減額については、社会経済情勢を踏まえて、5%以下とされることを、当審議会として意見を付することとした。

5 今後への期待

政府の経済政策いわゆるアベノミクスにより、個人消費や企業収益に改善の動きが見られ、景気は穏やかに回復しているものの西脇市の財政状況については予断を許さない状況である。行政経営の最高責任者としての市長を始めとする特別職や市民代表の市議会議員には、市民の負託に応えるべく、市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層御尽力されることを期待する。

西脇市特別職等報酬審議会委員名簿

会 長	竹 内 泰 彦
副会長	齋 藤 太紀雄
委 員	頃 安 歌 子
委 員	黒 崎 晃 史
委 員	神 戸 靖 則
委 員	長谷川 英 明
委 員	浅 野 良 一
委 員	内 橋 昌 子
委 員	辻 野 静 代

平成26年 2月25日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市特別職報酬等審議会
会 長 竹 内 泰 彦

特別職の職員で非常勤のものの報酬等について（回答）

平成26年 1月23日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、下記のとおり回答します。

記

検討事項に対する意見

特別職の職員で非常勤のものの報酬については、社会通念上報酬のあり方とは、勤務実態に応じた報酬が適切であり、その視点に則った検討を望むものである。

また、依頼された項目に関する回答は下記のとおりであり、早急に検討されたい。

- (1) 委員報酬については、勤務実態等に合わせ、近隣市等との乖離が大きいものについては、改正も視野に検討すること。
また、国において教育委員会制度改革に関する関連法の改正が予定されており、その動向を注視しながら検討されたい。
- (2) 選挙時に必要な投票管理者等の報酬額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定めのある額にすることが望ましい。
- (3) 職務に従事する時間が3時間以内の場合における、委員報酬の更なる減額は必要ないと判断する。